

号単位という概念の導入による雑誌書誌レコード作成単位の判断基準再検討

埼玉大学附属図書館
伴 徹

1. はじめに

学術情報センターの総合目録データベースにおける雑誌書誌レコード作成単位は、「目録情報の基準 第3版」(以下「基準」と略す)6.2に成文化されているが、レコード作成対象書誌単位である逐次刊行物書誌単位についてわかりやすく説明されているとはいえず(「基準」6.2.1, 6.2.3.1)、「別の書誌レコードを作成する」場合も根拠を明示せず(「基準」6.2.3.2)、ユーザが理論的に理解することをさまたげており、目録の現場において判断を要する際の指針としては不十分である。

一方で、図書については、出版物理単位という概念を導入することで理論的整理に一定の成功をみている。そこで、本稿では、それと同様に記述の最小単位の集合として雑誌書誌をとらえる視点から、雑誌書誌レコード作成単位の判断基準について再検討を試み、現在とらえ方の基準が確立しているといえない資料群について、パターンごとに検証する。

2. 雑誌(逐次刊行物)とは何か

総合目録データベースにおいて雑誌として扱う資料は、図書館界では一般的には逐次刊行物と呼ばれるものである。

まず、逐次刊行物とは何か、考えてみる。

「基準」には、図書との対比として

"終期を予定せず逐次刊行される資料" (「基準」2.2.1(1))

と述べられているのみである。

代表的な定義は、

"一つのタイトルのもとに、終期を予定せず、巻次・年月次を追って継続刊行される出版物" (NCR87R)

"継続して分冊刊行されるあらゆる媒体の出版物で、その分冊には数字もしくは年月日による呼称があり、終期を予定しないで続くことが意図されているもの" (AACR2)

といったものがある。いずれも広く用いられている目録規則の中の定義であり、図書館学関係の辞典、ハンドブックなどに流用、引用されているので、いちおう認知されているものだと考えられる。

これらは、内容的にはほぼ同じである。NCRの方が簡潔なのでそちらに沿ってまとめると、

"終期を予定しない"

"巻次・年月次を追って継続刊行される"

という2つがその属性ということになる。

しかし、実際には、どちらにも容易に例外が想定できる。

例えば、科学研究費補助金による研究グループが雑誌形態で刊行する資料はどうだろうか。終期を予定しているが一つのタイトルのもと逐次刊行されており、総合目録データベースにおいて、図書より雑誌として扱うのが妥当に思われる。

また、必ずしもレポート番号順には出版されないが、年月次は出版年月に対応しているテクニカルレポートは、巻次・年月次を追って継続刊行されているとはいえないが、これは雑誌として扱えない、として排除することはできないだろう。

したがって、これらの属性は、少なくとも総合目録データベースの運用上は、全対象資料に共通の属性を示す包括的定義ではありえないので、一般的なありようを示す「原則」というレベルでとらえるべきである。適合しないからといって排除することはないが、1つの資料に対して複数の解釈がある場合には、原則に適合する方を優先する、という判断基準とする運用が妥当であろう。

畢竟、資料の属性から帰納することでは"逐次刊行される資料"という同義反復しか得られず、包括的かつ有意な定義を導き出すことには無理があるようだ（「創廃刊号」という巻次も存在しうることを想定したとき、"逐次刊行される"ことすら包括的定義としてはあやしくなってくる）。

ここで視点を変えてみる。総合目録データベースの運用上求められるのは、学術的な定義ではなく、対象資料をいかに扱うかの判断基準である。そこで、対象資料群から共通の属性を抽出して包括的定義を得ることはとりあえず棚上げし、総合目録データベースの雑誌関連部分（総合目録情報データベースのうち本稿で扱うのは雑誌書誌ファイル、雑誌所蔵ファイルおよびファイル中のレコード相互のリンクである。総合目録データベースからこれらだけを仮想的に抽出したものを、以後、仮に雑誌DBと呼んで論をすすめる）での書誌・所蔵情報のありようから、雑誌として扱える資料の属性を規定する方が有効であろう。

そのありようは、単純化すると

- ・書誌レコードは個々の号についての情報をもたない
- ・号は、所蔵巻次として所蔵レコードのHLVフィールドに2階層以内の数字で表現される
- ・書誌レコードは所蔵レコードとリンクする

というものである。これらから、

“2階層以内の数字で表現可能な巻次（または相当する年月次）をもつ”

ことが必須条件として導きだせる。

また、所蔵レコードの

- ・HLYRフィールドには、最も古い年次と最も新しい年次を記入する
- ・HLVフィールドには、（欠号がなければ）最も小さい巻次と最も大きい巻次を記入する

という方法によって表現可能なことがらとその限界を考えてみると、

“巻次・年次はともに昇順”

“巻次は連続した数字”

であることが前提とされていることがわかる。これらについては、満たしていなくても記述不可能ではないので、必須条件ではなく、先述“巻次・年月次を追って継続刊行される”原則のより具体的な表現としてとらえられる。

3. 号単位

図書の書誌単位が出版物理単位の集合であることは、「基準」（4.2.1 解説）に詳述されている。雑誌においても、物理単位の記録こそしないが、書誌単位が出版物理単位の集合であるという基本構造にかわりはないし、実際の目録作業は眼前の出版物理単位を対象に行うものである。にもかかわらず、「基準」（6.2）では雑誌の記述対象を出版物理単位からとらえる視点が欠落している。そこで、本稿でそれを試みる。

なお、上では便宜的に出版物理単位という語を呼んだが、厳密には最小単位は出版物理単位と同一ではない。「基準」（6.2.1, 6.2.2(f)）にも、合綴誌、合刻複製版においては1つの出版物理単位が複数の逐次刊行物書誌単位に対応することが明示されている。本稿では以後、この最小単位を仮に号単位と名づけて論をすすめる。

3.1. 号単位の機能

号単位に求められるのは、他の号単位との識別性である。識別は、逐次刊行レベルの書誌事項による他の逐次刊行物書誌単位に属する号単位との識別、巻次・年次による同一逐次刊行物書誌単位に属する他の号単位との識別の2つがある。したがって、号単位は“逐次刊行物書誌単位と巻次・年次の組合せ”としてとりだすことができる。

一般的には雑誌は本タイトルで識別されるので、通常は本タイトルと巻次・年次という形で表現することができる。これは、図書館利用者が論文等の参考文献や文献索引等の書誌ツールによって得る情報とも適合している。

号単位の識別を可能にするためには、書誌レコードは

- ・書誌事項によって他の書誌レコードと識別可能なこと

という周知の機能に加え、

- ・巻次・年月次との組み合わせで個々の号単位が識別可能なこと

という機能を求められていることが導きだされる。

しかし、出版物理単位の記述をもつ図書書誌レコードと異なり、雑誌書誌レコードには、号単位の情報は通常はVLYRフィールドに記述対象巻次・年月次の範囲として示されるのみである。

一方で、所蔵レコードには、書誌レコードに記述されない巻次・年次が記述されることがある。ただ、これは意図したわけではなく、当該逐次刊行物書誌の全号単位を所蔵しない場合に、結果的に明示されているにすぎない。とはいえ、雑誌DBを用いてのレファレンス、ILL、目録の現場で、所蔵確認のみならず書誌同定のために所蔵レコードを通覧することが日常的に行われているという実状は、号単位の巻次・年月次の書誌事項としての有用性を示している。もっとも極端なケースを想定すると、責任表示、出版者、大きさ等が別書誌レコード作成の根拠にならない雑誌においては、書誌レコードに巻次・年月次、諸事項の変更についてきちんと記述されていない限り、同一の本タイトルをもつ書誌レコードを識別するものは、所蔵レコードに記述されている号単位の巻次・年月次なのである。

- ・雑誌書誌レコードは号単位の巻次・年次を欠いており、所蔵レコードによって補完されている
- ・号単位の巻次・年月次は書誌レコード作成単位の判断基準としてもはたらきうることをここで確認しておく。

3.2. 号単位と出版物理単位の関係

号単位と出版物理単位は同一ではないことを、暗黙の前提にしてここまで述べてきた。では、どのような差異が認められるだろうか。雑誌に収録される個々の論文・記事等としてあらわれる構成単位という下位書誌レベルを視野に入れて考察してみる。

先にあげた合綴誌、合刻複製版の場合、1つの構成単位が1つの号単位に対応しているので、仮想的に出版物理単位をさらに分割すれば、号単位と1:1に対応する指示対象が固定できるので、出版物理単位と号単位が1:1に対応する場合と論理的にはかわらない。

それに対して、1つの指示対象に複数のタイトルとそれぞれに対応した巻次・年月次が表示される、というケースを考えると、タイトルと巻次・年月次の組合せ、すなわち号単位が1つの出版物理単位から複数とりだすことができる。このとき、個々の構成単位はそのうちいずれかの号単位にのみ対応しているわけではないので、1つの構成単位が複数の号単位に対応しているということになる。いいかえれば、切り分けられない1つの指示対

象に対応する逐次刊行物書誌単位 (= 書誌レコード作成可能単位) が複数存在すると考えられる。このようなときどうすればよいか, 「基準」では明確になっていない。

4. 問題ケースの検証

現在, 雑誌 DB は, 図書に準じて指示対象レベルでの重複登録を禁止する原則で運用されている。3. 2 で提示した, 1 つの指示対象に対応する書誌レコードが複数想定できる場合について, この原則を貫くには, 複数の逐次刊行物書誌単位から唯一の正しい書誌レコード作成対象を選択せねばならない。判断基準が明確でなく, 想定できる逐次刊行物書誌単位に常に何かの基準で優劣がつけられるとは限らないので, 判断はいやおうなく恣意的になることを免れえないことになる。

本章では, これらをさらにパターンに分けて号単位を基本にして検証する。また, パターンごとの検証を行う過程で, それに関係して, 現在の運用のあり方, 「基準」中のあいまいな用語や規定についての論証も行っていくことにする。

1 つの指示対象に複数の逐次刊行物書誌単位が対応するケースは, タイトルと巻次の対応関係について

- ・複数のタイトルが別個の巻次をもつ
- ・複数のタイトルが共通の巻次を共有する

パターンに分けられる。

4. 1. 複数のタイトルが別個の巻次をもつパターン

まず複数のタイトルが別個の巻次をもつパターンを検証する。1 つの指示対象に複数のタイトルとそれぞれに対応した巻次・年月次が表示される, という形である。

- ・「週刊 x」の増刊号が 50 巻 25 号という「週刊 x」の巻次をもつ
- ・あわせて「 総覧」といった別のタイトルと「1999 年版」といった巻次をもつ

という例を想定する。

1 つの指示対象から, 本タイトル, 「週刊 x」の巻次 50 (25) と本タイトル「 総覧」(または「週刊 x. 増刊号, 総覧」) の巻次 1999 という 2 つの号単位をとりだすことができる。

これをそのまま雑誌 DB に登録すると, 1 つの指示対象が複数の書誌レコードに対応することになり, 現在の運用の原則と抵触することになる。しかし, 上記の例に対して, 「 総覧」は「週刊 x」に含まない, と切り分けられるだろうか。「週刊 x」50 巻の完全巻所蔵をあらわす HLV: 50 という記述には 25 号は含まないこととみなす, とか 24 号が欠号の場合 50(1-23, 25-...) ではなく 50(1-23, 26-...) と記述する, などと決めて運用するのは煩雑だし, 実用上の意味がない。

すなわち, 雑誌 DB では, 指示対象レベルでの重複を禁止することは不可能かつ無意味である。雑誌において重複が禁止されるべき対象を, 指示対象ではなく, それからとりだされる号単位に設定すれば, 実用上不要なレベルまで双方の指示対象を切り分ける必要はなくなる。

なお, 上記では, 出版物理単位の不可能性を述べるために, 複数のタイトルが階層関係をもつ例をあげたが, 複数のタイトルが独立しており関係をもたない場合もある。この場合は, それぞれの号単位は, 指示対象が同一であるという事実以外は, 号単位としては独立である。それぞれの書誌レコードで, 異なる方のタイトルを VT フィールドに記述し, 同一指示対象上におけるそれぞれのタイトル・巻次の対応について注記するよう定めるべきかもしれない。

4.2. 複数のタイトルが巻次を共有するパターン

複数のタイトルが巻次を共有するパターンはどうだろうか。基本的には、複数のタイトルのうち本タイトルはいずれか1つであって、号単位も1つだけということになり、特に検証すべき問題は生じない。検証を要するのは、本タイトルと解釈可能なものが複数ある場合である。このパターンをさらに論理的に分けるのは困難なので、ここでは、実際の運用上気がついたケースについて検証する。

4.2.1. 総合タイトルのある合綴誌の場合

- ・出版物理単位の表紙に「判例集」というタイトルがある
 - ・出版物理単位は独自のタイトルページ、ページづけをもつ「判例集. 刑事編」と「判例集. 民事編」に分かれる
 - ・表紙、各タイトルページに表示されている巻次はすべて同一
- という例を想定してみる。

「基準」6.2.1でいうところの合綴誌にあたるので出版物理単位全体をカバーするタイトルでは書誌レコードを作成しない、あるいは「判例集」が集合書誌レベルのタイトルなので書誌レコードを作成しない、と解釈されがちなケースである。

号単位からみると、巻次は同一であるが、いずれもがタイトルと対応しているので、号単位を3つとりだすことができる。すなわち、「判例集」についても書誌レコードの作成は可能である。

ここで、合綴誌に関する「基準」

「なお、合綴誌、複製・原本代替資料においては、それに含まれる個々の逐次刊行物が一つの逐次刊行物書誌単位をなす」(6.2.3.1)

「以下の場合には、それぞれ別の書誌レコードを作成する。

(中略)

(f) 合綴誌、合刻複製版に含まれる個々の逐次刊行物」(6.2.3.2)

の意味を考えてみる。いずれも「含まれる個々の逐次刊行物」のレコード作成単位とすることは述べているが、合綴誌全体を指示対象とするタイトルの存在にはふれていないことに注意したい。あくまで、総合タイトルがない場合に、1つの書誌レコードで個々のタイトルを記述する図書とは扱いが異なることの規定だと考えるべきである。

次に、その総合タイトルは集合書誌単位ではないのか、という疑念を検証する。

集合書誌単位に関する「基準」は、

「この書誌単位(逐次刊行物書誌単位・引用者註)が他の書誌単位に属する場合のように、他の書誌単位に属する場合のように、上下の階層関係を持つことがある。この場合、上位の書誌単位を集合書誌単位という」(6.2.1)

「集合書誌単位のレコードは、作成しない」(6.2.3.1)

「階層関係は、逐次刊行物書誌単位のレコードのTRフィールドに、本タイトルの共通タイトルと従属タイトルとして記録することを原則とする」(6.3.1.2)

となっている。ここから、集合書誌単位とは、本タイトルが共通タイトルと従属タイトルから構成される場合の共通タイトルにあたるのがわかる。

「... 刑事編」と「... 民事編」の共通タイトル、すなわち集合書誌単位のタイトルである「判例集」は、対応する巻次をもつので、一方では「... 刑事編」と「... 民事編」全体を指示対象とする逐次刊行物書誌単位の本タイトルでもある。これはどうとらえるべきなのか。

集合書誌単位のレコードを作成しないことの意義を考えてみる。

「大学紀要. 人文編」1巻と「大学紀要. 社会編」1巻がある場合、共通タイトルである「大学紀要」が集合書誌単位のタイトルである。タイトル「大学紀

要」と巻次である1巻の組合せでは、指示対象が異なる「... 人文編」1巻と「... 社会編」1巻が識別できないので、号単位の機能を満たせない。したがって、集合書誌単位は書誌レコード作成単位として不適格である、ということになる。

したがって、集合書誌単位のタイトルであっても、号単位の機能を満たし、逐次刊行物書誌単位の本タイトルとなりうるならば、書誌レコードを作成することに問題はないと考えられる。

合綴誌「判例集」の中の個々のタイトルを「刑事判例集」「民事判例集」とかえて考えると、指示対象と号単位の対応はかわらないのに「判例集」は共通タイトルではなくなるので、より首肯しやすいかもしれない。

なお、合綴誌の総合タイトルを本タイトルとする書誌レコードのメリットをユーザの立場から少し述べておく。

この場合、流通上のタイトルは総合タイトルになるので、雑誌受入システムでは総合タイトルで処理する必要がある。チェックインデータをもとに所蔵レコードを更新する等の作業を考えると、ローカルシステムでの書誌レコードは総合目録データベースと一致していることが求められており、新CATサービスの開始によってその必要度は増している。ローカルシステムで必要とされる形の書誌レコードを雑誌DBが提供できることは、それだけでユーザにとっては意味があることなのである。

4.2.2. 部編独自の巻次がない場合

・「大学紀要」は「... 人文編」「... 社会編」に分冊刊行される

・巻次は「大学紀要」全体で1つの体系となっている

(「... 人文編」50号、「... 社会編」51号、「... 人文編」52号といったように) という例を想定してみる。

まず、「大学紀要」を共通タイトル、「人文編」「社会編」を従属タイトルとして「大学紀要. 人文編」、「大学紀要. 社会編」を本タイトルとする2つの逐次刊行物書誌単位とする解釈がある。「...編」という表示がある以上、それは部編名であり、従属タイトルとして扱うべし、という考え方がある。

一方で、「大学紀要」を逐次刊行物書誌単位とする解釈もある。連続した巻次をもつという原則を重視した考え方だといえる。

号単位を他の号単位と識別する、という機能からみると、各部編が同一の巻次をもたない上記の例では、1つの逐次刊行物書誌単位のみで充足可能であるといえる。

また、本タイトルと巻次との対応が号単位であるということから、逆に巻次が対応するタイトルが本タイトルである、ということがいえる。この例では、「... 人文編」「... 社会編」では満たされない巻次の連続性の原則が「大学紀要」では満たされるので、巻次は「大学紀要」に対応しているといえる。したがって、「大学紀要」を逐次刊行物書誌単位とするのが妥当ということになる。

部編名が表示されているのに従属タイトルとして転記しないというのは運用上混乱がないか、あるいは「本タイトルは、原則として、表示されているままと記録する」(「コーディングマニュアル」6.2.1F1)というデータ記入の原則に抵触するのではないかと、という疑念が生じるかもしれない。

しかし、「本タイトルは、記述対象とする逐次刊行物全体を通じて共通し、他の資料と同定識別できる固有の名称である」(「コーディングマニュアル」6.2.1F1)の規定による限り、巻次を追って逐次刊行される「全体を通じて共通し」ておらず、号単位の「同定識別」の用をなさないタイトルを本タイトルとする方が不適當といえる。

巻次の対応しない部編ごとに書誌レコードを作成した場合の、運用上の弊害も指摘しておく。

巻次と対応するタイトルは「大学紀要」なのだから、「... 人文編」「... 社会編」以外の部編を表示した号が出版される可能性が常にあることになる。それぞれの逐次

刊行性すら明確にせず出現しうるこれらを書誌レコード作成単位としたとき、それぞれのタイトル間の関係はうまく整理できるのか。また、部編表示がない号が出版されたら、本タイトルは「大学紀要」となるが、その書誌レコードに対応するのは部編表示のない号だけなのか。新たに判断しなければいけないことがらが発生する。

また、どの部編がどの巻次と対応するかは、書誌レコードの VLYR フィールドに逐一記述されないし、所蔵レコードの HLV フィールドでも対応する書誌の巻次して存在する号以外は捨象して完全巻として記述できるので、どの巻次がその部編にあたるのかという情報が埋没してしまう。この状態では、本来ならそれだけで指示対象を特定できる“「大学紀要」 n 号”という情報から所蔵検索を行うことが困難になってしまうのである。

情報源上の部編名は必ずしも従属タイトルとはいえない。巻次に対応しないタイトルという点では、単なる特集名と同様といえる（逆に、巻次との対応しだいでは「...特集」が従属タイトルとなりうる）。このような認識が各カタログに共有されれば、特に混乱はおきないものと思われる。もちろん、本タイトルとして採用しないということは、部編レベルの情報について記述しないことを意味するわけではない。部編名を含む形による検索で確実に書誌レコードにヒットするように、書誌レコードの VT フィールドに記述すること、部編名と巻次・年月次の対応に規則性がある場合それを注記することは有用であろう。

5. 今後の課題

4 では、号単位を基本に記述対象をとらえることで現在の懸案を解決できることを検証した。しかし、今のところまだ説明しきれない、あるいは新たにルールを設定しなければならない部分もあるようだ。

5.1. 明確にならなかったケース

まず、本誌の巻次のもと別冊、増刊として出版される資料の問題がある。「A 誌」17 と「A 誌」17 別冊は号単位が異なるので、別書誌レコードに属すべきということがいえる。別冊が各巻次のもと逐次刊行される場合は「A 誌. 別冊」の書誌レコードを積極的に作成すべきであろう。一方、2 別冊が出版されて数年後に 20 別冊が出版される、というように逐次刊行性が認めがたいケースはどう考えるべきか。2 別冊と 20 別冊は同一逐次刊行物に対応しているといえるのか。たまたま 1 冊別冊が出版された段階で書誌レコードを作成すべきなのか。それとも、現行のように書誌レコードに注記するして別冊の存在のみ明確にして所蔵の有無については総合目録ではなくローカルに委ねる方がいいのか。結論をだすには至らなかった。

また、各部編の分冊刊行と合綴誌が並行して刊行されるケースで、分冊刊行された各部編と合綴誌中の各部編からとりだせる号単位は同一なのか、異なるのか。これは、号単位は出版物理単位から完全に独立なのか、という問題を新たに提示する問題であるが、明確にはならなかった。

5.2. 新たに発生する問題

号単位を基本とする書誌レコード作成基準を導入すると、同一指示対象に対応する書誌レコードが任意に作成可能になる。これは、指示対象を前にして指針なきまま唯一の正しい解釈を希求する現状よりは一歩前進だとは個人的には思っている。

だが、同一指示対象を対象にする書誌レコード相互の関係の表現がどうあるべきか、あまり深くは考察していない。とりあえず VT フィールドへの記述で検索を保証することと

必要な事項を注記することまでは考えたが、それで充分といえるか、再考の余地があるだろう。

また、書誌どうしのリンク関係に及ぼす影響についても考察すべきであろう。

各ユーザは同一の指示対象に対応する書誌レコードそれぞれに所蔵登録することを原則にすべきか、という問題も検討すべきであろう。

6. おわりに

雑誌書誌レコードの作成基準をより明確にしたいというところから出発して、方法論を考える段階で試行錯誤があったため、満足な結論に至ったとはいえないものになってしまった。ただ、雑誌 DB については未だ理論整備の途上にあると思うので、現状は不十分だという認識に基づく問題提起としてご一読いただければ幸いである。